

## 遺言書の書き方

父親(夫)のCさん

私の家族構成は妻と息子、娘が一人ずつですが、妻には配偶者居住権、息子には不動産①、娘には不動産②を取得させたいと考えています。

遺言書を書く際には、どのような書き方をすればよいのでしょうか？



仮に息子に不動産①を「相続させる」、娘に不動産②を「相続させる」という遺言を作成した場合は、どういう扱いになりますか？

では、不動産を「遺贈する」と記載したケースではどうなりますか？

「相続させる」と「遺贈する」とでは、どちらが一般的ですか？

相談役のO氏



以下の表に一覧をまとめましたのでご参考ください。

	配偶者	法定相続人	法定相続人以外の者
遺言書の文言	「相続させる」又は 「遺贈する」 ※ただし「配偶者居住権」 は「遺贈する」	「相続させる」又は 「遺贈する」	「遺贈する」

特定の相続人に特定の不動産を「相続させる」と記載した場合、不動産を相続した相続人が一人で所有権移転登記を実行することができます。すなわち、**相続が開始されたときにその不動産は遺産分割された扱いになり、所有権が移転する**ということになります。

**遺贈に関する遺贈義務を相続人全員が引き継ぐ**こととなります。不動産のケースでは相続人全員又は遺言執行者からの申請によって、遺産登記手続きを行う必要があります。

法定相続人に遺産を渡すケースでは、他の相続人や遺言執行者が関わる必要のない「相続させる」の文言を用いるのが一般的です。